

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、多久市長から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和 5 年 11 月 17 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量(MMSによる画像データ及びレーザ点群データ計測)
- 2 終了年月日 令和 5 年 9 月 29 日
- 3 作業地域 多久市北多久町大字多久原及び大字小待及び多久町（東の原地
区)